

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第八号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和六十年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条ただし書を削る。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。